

## 三笠市地域おこし協力隊設置要綱

### (設置)

第1条 人口減少や高齢化等が進行する本市において、地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が重要であることから、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることを目的として、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号）に基づき、三笠市地域おこし協力隊を置く。

### (任務)

第2条 三笠市地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、本市の地域力の維持・強化に資する活動（以下「地域協力活動」という。）に従事する。

### (委嘱)

第3条 隊員は、次に定めるすべての要件を満たした者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 生活の拠点を三大都市圏をはじめとする都市地域等（地域おこし協力隊推進要綱に係る「特別交付税措置に係る地域要件確認表」において、当市に転出した場合に特別交付税措置の対象となる地域をいう。）から本市に移し、かつ、住民票を本市に移動することができる者
- (3) 委嘱期間満了後も本市で就業又は起業をして定住する意欲のある者

2 隊員の募集は、公募により行う。

### (委嘱期間)

第4条 隊員の委嘱期間は、おおむね1年以上3年以下（隊員が産前産後又は育児のために地域協力活動を中断する場合には、1年を上限として、その期間は委嘱期間の算定から除くことができる。）とする。ただし、必要と認める場合には、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとすることができる。

- 2 委嘱は、委嘱期間の合計が3年を超えない限り、更新することができる。
- 3 隊員としてふさわしくない行為があった場合には、当該委嘱を取り消すものとする。
- 4 隊員は、委嘱期間を満了する前に退職しようとするときは、退職しようとする日の30日前までに市長に申し出なければならない。

### (身分)

第5条 隊員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

### (報酬等)

第6条 隊員の報酬及び費用弁償並びにその支給方法は、三笠市非常勤特別職職員報酬等条例（昭和31年条例第24号）に定めるところによる。

### (社会保険)

第7条 隊員の社会保険は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に定めるところによる。  
（災害補償等）

第8条 隊員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、三笠市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等条例（昭和43年条例第13号）に定めるところによる。  
（活動経費）

第9条 隊員の地域協力活動に対しては、予算の範囲内で必要な経費を支出するものとする。  
（住宅の指定）

第10条 隊員は、原則として市が指定する住宅（以下「指定住宅」という。）に居住するものとする。

2 指定住宅にかかる家賃（敷金、礼金及び共益費を含む。）は、市が負担する。

3 指定住宅にかかる光熱水費及び火災その他の保険料は、隊員が負担する。

（車両の使用）

第11条 市は、隊員の地域協力活動において車両が必要と認めるときは、三笠市庁用車等使用管理規程（昭和59年訓令第18号）に基づき庁用車の運転を許可し、又は隊員の同意を得た上で当該隊員の所有する車両を借り上げて、これを当該隊員の地域協力活動のために使用させることができる。

2 市が隊員から車両を借り上げた場合の賃借料は、月額30,000円とする。

3 市が隊員から車両を借り上げた場合の燃料代は、予算の範囲内で市が負担する。

（勤務時間等）

第12条 隊員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり37時間30分を下らず、40時間を超えない範囲内とする。

2 隊員の週休日及び勤務時間の割振りを定める場合は、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けて、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

（休日）

第13条 隊員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命じられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月30日から翌年の1月7日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

（休日の代休日）

第14条 隊員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）に第12条第2項の規定により割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」とい

う。)について特に勤務することを命じた場合には、その休日前に、その休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、その休日後の勤務日等を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定された隊員は、勤務を命じられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、その代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休暇)

第 15 条 隊員の休暇の種類は次のとおりとし、第 3 号から第 7 号までの休暇は特別有給休暇とする。

- (1) 年次有給休暇
- (2) 産前産後の休暇
- (3) 生理の休暇
- (4) 育児の休暇
- (5) 短期介護休暇
- (6) 夏季の休暇
- (7) 公民権行使等の休暇

- 2 休暇の期間は、一般職の職員の例による。ただし、11 月以前に委嘱期間を満了する隊員の年次有給休暇については、別表のとおりとする。

(育児休業)

第 16 条 隊員は、市長の承認を受けて、当該職員の子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 2 条第 1 項に規定する子をいう。)を養育するため、当該子が 1 歳に達する日まで、育児休業をすることができる。

- 2 育児休業に関する手続きは、一般職の職員の例による。

(服務)

第 17 条 隊員の服務は、地方公務員法第 30 条及び第 32 条から第 35 条までの規定並びに一般職の職員の例による。

(庶務)

第 18 条 三笠市地域おこし協力隊の庶務は、政策推進課及び隊員の所属課が行う。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。